

岩手県告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成23年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一関市花泉町油島字外別当	20番1	田	田	977	440
一関市花泉町油島字中谷地	52番	”	”	696	151.32
一関市花泉町涌津字向谷地	29番	”	”	969	310
一関市花泉町涌津字川前	16番3	”	”	1,027	982